

秋田市アンダー40 正社員化促進事業

40歳未満の非正規雇用者を 正社員転換する企業へ助成

秋田市では、市内の事業所に勤務する40歳未満の非正規雇用者の正社員化を推進するため、正規雇用転換した事業主に対して、1年間の雇用継続を確認の上、3年間補助金を交付します。

企業への
助成額

1人につき年**20**万円を**3**年間

※正規雇用転換後60日以内に申請。1社あたりの人数制限はありません

【事業の目的】

人口減少対策として、若い世代が結婚し、子どもを生き育てていくためには、安定した雇用と一定の所得が必要であることから、非正規雇用の正社員化を促進して、若年者の地元定着を目指すものです。

【対象となる事業主】

次のいずれにも該当すること。

- (1) 市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 正規雇用者を労働保険および社会保険の被保険者としていること。
- (4) 正規雇用転換を行った事業所において、当該正規雇用転換を行った日の前日から起算して6か月前の日までの間に、事業主都合により正規雇用者を解雇したことがないこと。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業や性風俗関連特殊営業接客業務受託営業を行っている。
- イ 暴力団・暴力団員と密接な関係を有する法人
- ウ 国、地方公共団体、独立行政法人および特定地方独立行政法人
- エ その他市長が適当でないことと認めたもの

本事業での「正規雇用」には以下を含みます。

- ・勤務地限定正社員
- ・職務限定正社員
- ・短時間正社員（所定労働時間週30時間以上）

本事業での「非正規雇用」は以下のとおりです。

- ・有期契約労働者
- ・正社員以外の無期雇用労働者
- ・派遣労働者

【対象となる労働者】

次のいずれにも該当すること。

- (1) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において40歳未満であること。
- (2) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において市内に住所を有しており、継続して市内に居住していること。
- (3) 対象事業主に6か月以上非正規雇用者（派遣労働者を含む）として雇用された後に正規雇用転換されたこと。
- (4) 正規雇用者とすることを約して雇用された者でないこと。

裏面もご覧ください。

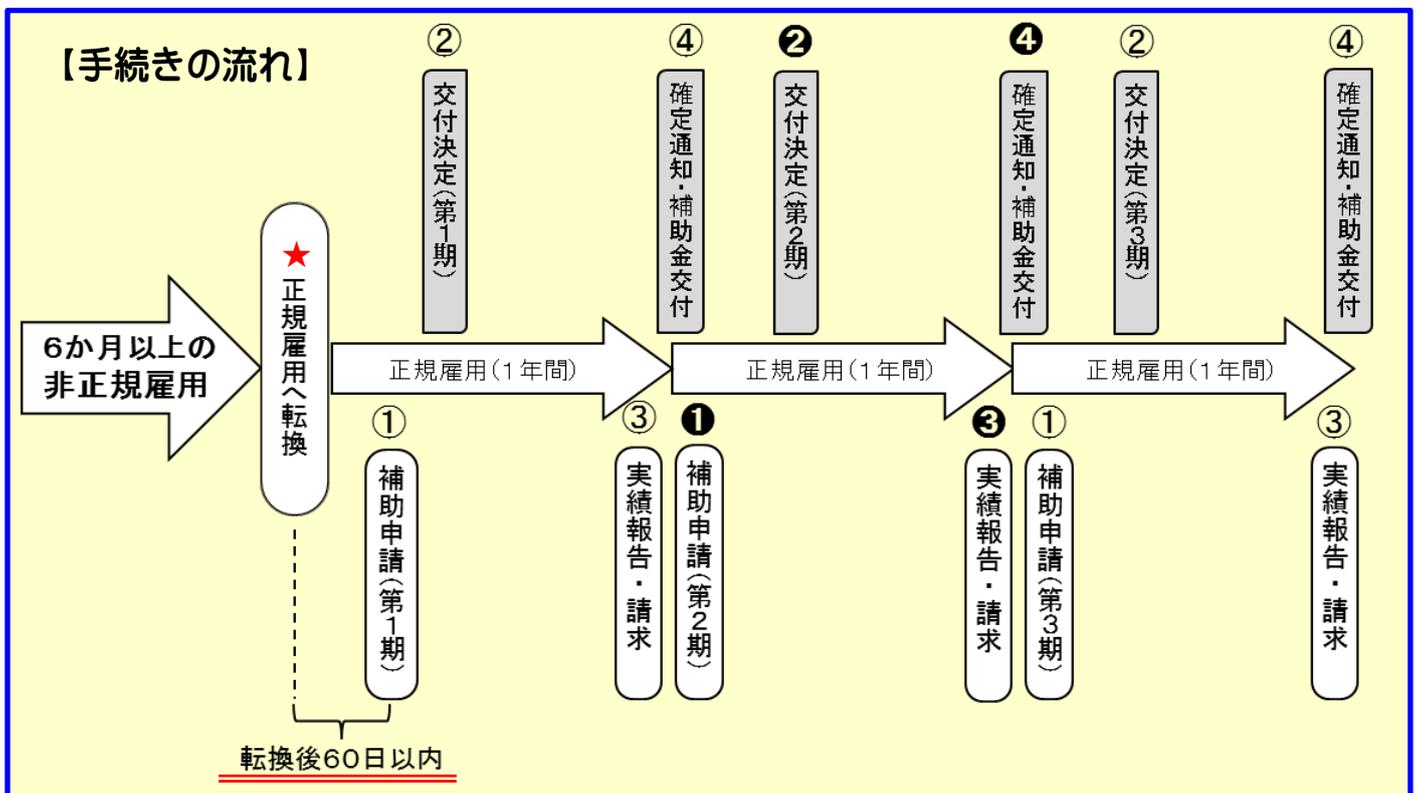
【お問合せ】 秋田市産業振興部企業立地雇用課（3階 窓口3-7）

R4.4 発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 Eメール ro-inbl@city.akita.lg.jp

電話 018-888-5734

FAX 018-888-5732



申請書類 (第1期用)

秋田市アンダー40 検索

- (1) 補助申請書 (様式第1号)
- (2) 対象労働者一覧表 (様式第2号)
- (3) 誓約書 (様式第3号)
- (4) 対象労働者を正規雇用者として雇用した日前6か月間の当該対象労働者の賃金台帳の写し (給与等の状況が一覧となっているもの)
- (5) 正規雇用転換したときの雇用契約書の写し
- (6) 非正規雇用していた直近6か月分の雇用契約書又は雇入通知書の写し (派遣労働者であった場合は、労働者派遣契約書と派遣先管理台帳の写し)
- (7) 就業規則等
- (8) 秋田公共職業安定所長宛の証明書交付申請書 (参考様式) と委任状
- (9) 対象事業主の納税証明書 (完納証明書 (市税に未納がない証明書))
- (10) 対象労働者が属する事業所の所在地証明書、登記事項証明書、定款の写しのいずれか

※インターネットからダウンロードできます
 ※電話・FAX・Eメール(表面記載)にて
 お気軽にご相談ください。

こちらの補助制度もご活用ください!

◆秋田市なでしこ環境整備補助金

- ・女性が働きやすい職場づくりや、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、施設整備の費用の一部を補助します。

◆秋田市資格取得助成制度

- ・就職や正規雇用転換、キャリアアップ等に役立つ資格を取得したかたへ費用の一部を補助します。企業が負担する正規雇用者の建設運輸関連資格や技能検定の取得経費も対象とします。

◆秋田市商工業振興条例雇用促進助成金

- ・企業が一定規模以上の工場等を新增設して新規雇用を行った場合、雇用促進助成金として正規雇用者1人につき50万円、非正規雇用者1人につき10万円を交付します。

◆キャリアアップ助成金

- ・正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する国の制度です。

中小企業採用・人材育成支援事業

令和4年度事業 秋田市

秋田市では、新規学卒者やAターン（県外からの移住）希望者の就職促進と早期離職の抑制を図るため、市内中小企業の採用・人材育成の費用の一部を支援します。

補助対象者

次のいずれにも該当する中小企業で法人格を有すること。

- ・秋田市の誘致企業または市内に事業所を有し、採用予定地が市内であること。
- ・新規学卒者の求人を行っていること。
- ・「あきた就職ナビ」（秋田県ふるさと定住機構）に登録し、求人を行っていること。
- ・市税に滞納がないこと。

補助対象経費（詳しくは裏面を参照）

- ・求人情報のホームページ作成やサイト掲載に係る経費
- ・人事担当者等が求人・採用手法の指導を受ける経費
- ・インターンシップの受入に係る経費
- ・新規雇用者が業務に必要なスキルを修得するための研修費用など

補助内容

- ・補助対象経費(税込)の2分の1以内・補助上限額30万円※（千円未満の端数は切り捨て）
- ※ただし、「求人情報発信支援事業」（裏面(1)参照）について、前年度交付実績がある場合は、上限15万円

申請期間

- ・令和4年5月9日（月）から令和5年2月28日（火）まで
- ただし、予算に達し次第、受付を終了します。

事業実施期間

- ・令和4年4月1日（金）から令和5年3月24日（金）まで

◆お問い合わせ◆

令和4年4月発行

秋田市産業振興部企業立地雇用課 [市庁舎3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734

FAX 018-888-5732

E-mail ro-inbl@city.akita.lg.jp

申請書ダウンロードは ↓

秋田市中心企業採用・人材育成支援事業

検索

対象事業	補助対象経費
(1) 求人情報発信支援事業	<p>ア 就職・転職情報サイトに求人情報を掲載する経費</p> <p>イ Aターン求職者等を対象に開催されるAターンフェア等の合同企業説明会に係る経費(ただし、交通費および宿泊費等の経費は対象外とする。)</p> <p>ウ 採用に関する自社ホームページの新規作成や改修を行う経費。又は従業員がその操作方法等を習得するための講習等に係る経費</p> <p>エ 採用に関するPR動画等(ただし、パンフレット・チラシ類は対象外とする。)の制作を行う経費</p>
(2) インターンシップ支援事業	<p>ア 対象となる事業者が実施するインターンシップに参加するために大学生等が要した経費のうち、交通費および宿泊費で当該事業者が実際に負担した費用で次に掲げるもの。</p> <p>(ア) 交通費 大学生等が県外の居住地からインターンシップを行う事業所等(市内)を往復するために必要な公的交通機関の使用に要した実費で領収書で証明できるもの(ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。)</p> <p>(イ) 宿泊費 インターンシップ実施期間(実施日の前後を含む。)において、インターンシップ実施先に滞在するために要した実費で領収書で証明できるもの。ただし、食事代を含む場合は、当該費用を除く。</p>
(3) 人材育成支援事業	<p>ア 対象となる事業者の新規採用者(入社2年未満)の教育や研修に要する経費のうち、当該事業者が実際に負担した費用で次に掲げるもの。</p> <p>(ア) 教育・研修費 他の事業者(資本関係がない事業者に限る。)が実施するセミナーや教育訓練等の受講費用に関するもの(ただし、交通費および宿泊費、食事代等の経費は対象外とする。)</p>

申請の流れ

※③事業完了後の補助申請は補助対象外

- ①補助申請 → ②交付決定 → ③事業完了 → ④実績報告 → ⑤実績確認 →
⑥補助金額確定 → ⑦補助金交付 → ⑧アンケート調査

申請書類

様式等は、市ホームページからダウンロードをしてください。用紙は窓口でもお渡しします。

- (1) 秋田市中心企業採用・人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号) ※押印不要
- (2) 事業計画書(別紙1) ※事業内容が分かる資料を添付
- (3) 収支予算書(別紙2) ※対象経費の内訳の記載がある見積書等を添付
- (4) 大学生等や高校生に求人活動を行っていることを示す資料
- (5) Aターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」に登録し、求人情報を公開していることを示す資料
- (6) 誓約書(別紙3)
- (7) 法人登記事項証明書の写し
- (8) 納税証明書(完納証明書「市税に未納がないことの証明書」)
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類



秋田市 資格取得助成事業

賃金向上を支援しています

～就職や正規雇用転換、キャリアアップに役立つ資格を取得したかたへ費用の一部を助成します～

■対象資格は裏面をご覧ください。

	対象者	補助率・額	申請者	対象者別の添付書類	申請に必要な書類等
(1)	求職登録者 (在職中の正規雇用者を除く)	2分の1以内 (上限10万円) 千円未満端数切捨	本人	・ハローワークで求職活動を継続していることがわかる書類の写し(受付票など※) ※雇用保険受給資格者証、職業訓練受講指示書等の写しでも可。 (いずれも、発行日(更新日)や最終受講日から2カ月間有効)	①補助金交付申請書 (窓口にあります。HPからもダウンロードできます) ②領収書原本 (内訳書を含む) ③取得した資格の登録証、免許証などの写し (運転免許証は交付後のもの) ④申請者の「完納証明書 (市税に未納がない証明書)」 (市民税課などで発行) ⑤左記「対象者別の添付書類」に記載のもの ⑥申請者の口座番号
(2)	非正規雇用者 (市内事業所に勤務する者で、雇用期間の定めがあるか、週の労働時間が30時間未満)			・雇用契約書など労働条件がわかるものの写し	
(3)	離職後、再就職のために学校(大学・専門学校等)に入学した者			・離職証明書など離職したことがわかる書類の写し ・資格取得のための学校を卒業したことがわかる書類の写し	
(4)	正規雇用者 (※市内事業所に勤務する者。国・地方公共団体等に勤務する者を除く。)	2分の1以内 (上限5万円) 千円未満端数切捨	本人 または 事業所	・在職を証明できる書類の写し(保険証など) ・事業者の代表者が申請する場合は、「定款や所在地証明書の写し等」、「対象者の完納証明書」	
(5)	市内在住の個人事業主			前年分の確定申告書等の写し	

■技能検定試験

	対象者	補助率・額	申請者	対象者別の添付書類	提出書類
	上記表の(1)～(5)の者	2分の1以内 (上限2万円) 千円未満端数切捨	本人 または 事業所	上記表の(1)～(5)と同じ	上記表の提出書類と同じ

- ① 対象者 市内に住所を有し、市税の滞納がなく、上記表「対象者」のいずれかにあてはまるかた
- ② 資格取得の時期 免許証や登録証書などの交付日等が令和4年3月以降であること
- ③ 申請手続き 資格取得後に申請(運転免許証は免許証交付後)
1人につき年度内1回とし、過去に補助を受けたことがある資格等は対象外です。
(ただし、予算額に達し次第、受付を終了します。)
- ④ 対象経費 受講料(受講に必須のテキスト代も可。内訳がわかる資料を添付してください。)
受験料(合格した分のみ)、登録料
上記表「対象者(3)」のかたは、授業料と入学金も対象
- ⑤ 対象外の経費 独学用テキスト代、振込手数料、写真代、旅費等

令和4. 4発行

■対象資格

(1) 求職者、(2) 非正規雇用者、(3) 再就職入学者のかた

★教育訓練給付制度の教育訓練講座で取得可能な資格等が対象です。

(例) 日商 PC、医療事務、介護福祉士、
大型自動車、フォークリフト等

事務系、技術系、サービス系など様々な資格があります。
「教育訓練給付制度 検索システム」のホームページ
でご確認ください。



教育訓練給付制度 検索システム

検索

(4) 正規雇用者および(5) 個人事業主のかた

★下記の「建設運輸関連資格」が対象です。

(令和2年度から労働安全衛生法に基づく特別教育は対象外になりました。)

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	普通自動車第二種免許	21	技術士(補)
2	準中型自動車免許	22	建築物環境衛生管理技術者
3	中型自動車免許(一種・二種)	23	測量士(補)
4	大型自動車免許(一種・二種)	24	宅地建物取引士
5	大型特殊自動車免許(一種・二種)	25	電気工事士(一種・二種)
6	けん引免許(一種・二種)	26	高圧ケーブル工事技能講習
7	自動車整備士	27	電気主任技術者(一種・二種・三種)
8	自動車検査員	28	電気通信主任技術者
9	特定自主検査	29	電気通信設備工事担任者
10	運行管理者	30	給水装置工事主任技術者
11	管工事施工管理技士(一級・二級)	31	解体工事施工技士
12	建設機械施工技士(一級・二級)	32	消防設備士(甲種・乙種)
13	建築施工管理技士(一級・二級)	33	危険物取扱者
14	造園施工管理技士(一級・二級)	34	労働安全コンサルタント
15	電気工事施工管理技士(一級・二級)	35	労働安全衛生法に基づく免許 ※ 移動式クレーン運転士など
16	電気通信工事施工管理技士(一級・二級)		
17	土木施工管理技士(一級・二級)	36	労働安全衛生法に基づく技能講習 ※ 車両系建設機械、玉掛けなど
18	舗装施工管理技術者(一級・二級)		
19	舗装診断士	37	建設業法に基づく登録基幹技能者 ※ 登録電気工事基幹技能者など
20	建築士(一級・二級)		

※35,36,37についてはHPに一覧を掲載

秋田市役所 企業立地雇用課

市HPのQRコード→

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 (3階 窓口3-7)

電話 018-888-5734 / FAX 018-888-5732

E-mail: ro-inbl@city.akita.lg.jp



NEW!!

障がい者雇用拡大支援事業補助金

令和4年度事業 秋田市

障がい者雇用の拡大と定着を図ることを目的として、障がいのあるかたを雇用し今後も採用意欲のある企業へ環境整備費用を補助します。

1 対象者

障がいのあるかたを雇用(採用内定を含む)し、
障がい者雇用率(2.3%)を達成している市内事業者

2 対象事業

- ① 業務スペース・トイレ・休憩室等の増改築等
- ② 職員駐車場・構内通路等の改修整備
- ③ 業務やコミュニケーション等に必要な機器の購入、改造 など

※対象障がい者がその障がい特性を克服し、就労を容易または快適にするためのものに限り
※国や県、その他公共団体からの補助金等と併用はできません。

3 補助率 中小企業 ⇒ 対象経費の1/2
大企業 ⇒ 対象経費の1/3

4 補助額 上限200万円

5 申請要件 1企業につき年度内1回

※同一事業所1回限りとしますが、新たに障がい者を雇用した場合は申請が可とします。

6 申請期限 令和5年1月31日

7 その他 ・令和5年2月28日まで実績報告ができるものに限り
・予算に達し次第、受付を終了する場合があります。

令和4年4月発行

◆◇◆どうぞお気軽にお問合わせください◆◇◆ (申請書類は裏面に掲載)

秋田市産業振興部企業立地雇用課 雇用労働担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 (3階 窓口3-7)

電話 018-888-5734 / FAX 018-888-5732

E-mail : ro-inbl@city.akita.lg.jp

【障がい者雇用拡大支援事業補助金の申請書類】

※申請書類は、ホームページからダウンロードできます。

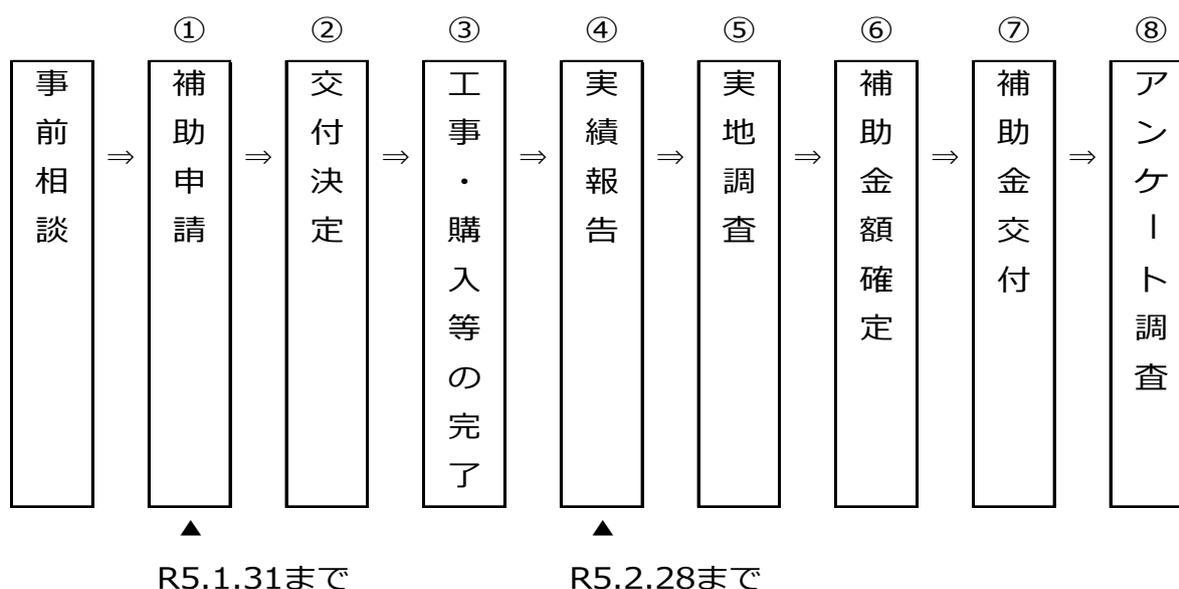
補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付してください。

- 1 雇用状況申告書および事業計画書（別紙1）
- 2 誓約書（別紙2）
- 3 法人登記事項証明書等の写し
- 4 対象障がい者の障害者手帳等の写し
- 5 対象障がい者の雇用契約書又は採用内定通知書等の写し
- 6 補助対象経費の見積内訳書等および施工計画図面等の写し（任意様式）
- 7 補助対象事業を行う建物等の全景および施工箇所の着工前の写真
- 8 建物等の所有、使用する権利等を確認することができる書類
- 9 納税証明書（完納証明書（市税に未納がない証明書））

※備品の購入・改造のみの場合は7、8不要

※その他必要な書類の提出をお願いする場合があります。

【申請の流れ】



インターネット

秋田市障がい者雇用拡大支援事業

検索

【秋田市なでしこ環境整備補助金】

女性が働きやすい職場づくり に取り組む企業へ助成します！

秋田市では、女性が働きやすい職場づくりや、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し施設整備（リフォーム等）の費用の一部を補助します。



“なでしこ秋田”事業は
秋田市で働く女性の
さらなる活躍を
応援するものです！



- 1 対象者 「秋田市元気な子どものまちづくり認定企業」（裏面参照）
- 2 対象事業 子育てスペース、女性専用トイレ・更衣室・休憩室の整備（増改築・リフォーム）および付属備品 ※備品のみの購入は対象外
※秋田市中心小企業融資あっせん制度により借入れた資金を充当するものを除く。
- 3 補助率 補助対象経費の2分の1
※国・県からの同一内容の補助金がある場合は、対象工事等経費からその補助額を差し引いた額の2分の1
- 4 補助額 上限200万円
※子育てスペース上限100万円。その他の施設は合算で上限100万円
- 5 申請手続き 1企業につき年度内1回（同一事業所1回限り）
- 6 申請期限 令和5年1月31日（ただし、予算額に達し次第、受付終了）

◆◆◆どうぞお気軽にお問合わせください◆◆◆（申請書類は裏面に掲載）

【お問合せ先】秋田市産業振興部企業立地雇用課 雇用労働担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1（3階 窓口3-7）
電話 018-888-5734 / FAX 018-888-5732
E-mail : ro-inbl@city.akita.lg.jp

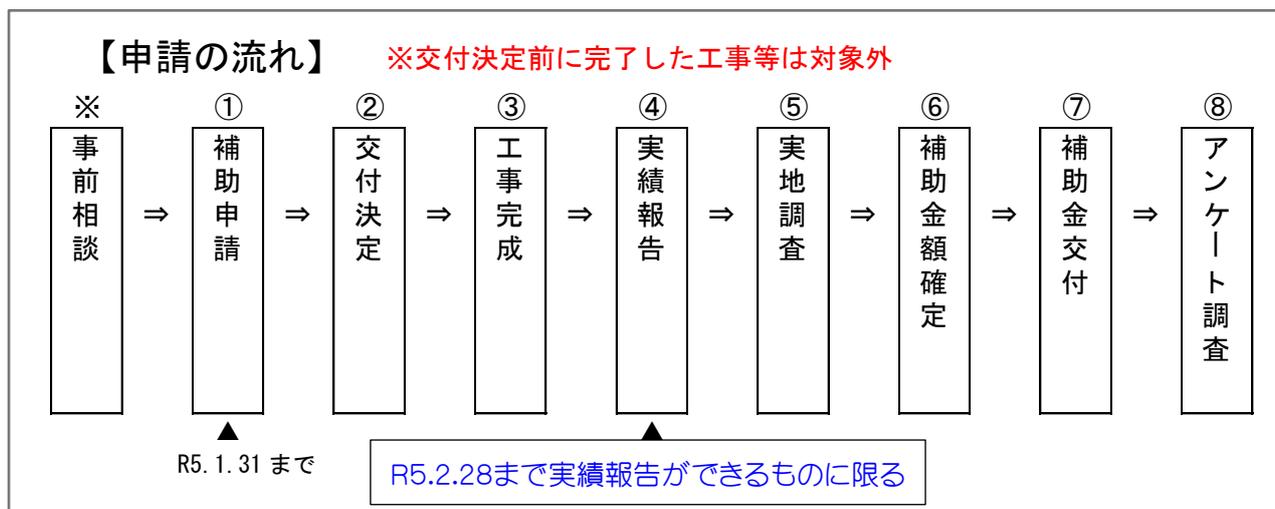
インターネット

秋田市なでしこ補助金 検索

【秋田市なでしこ環境整備補助金の申請書類】

※ホームページからダウンロードできます

- 補助金交付申請書(様式第1号) に次の書類を添付してください。
- 1 秋田市元気な子どものまちづくり企業認定通知書又は企業認定証の写し
- 2 補助対象経費の見積内訳書等の写し(任意様式)
- 3 施工計画図面等の写し(任意様式)
- 4 補助対象事業を行う建物等の全景および施工箇所の着工前の写真
- 5 建物等の所有、使用する権利等を確認することができる書類
- 6 納税証明書(完納証明書(市税に未納がない証明書))



秋田市元気な子どものまちづくり認定企業

この制度は、「仕事と子育ての両立支援」や「子育てにやさしい活動」に取り組む市内企業を認定・表彰する制度です。認定企業の募集は随時行っております。また、年1回優良企業を表彰しています。

秋田市子ども未来部子ども総務課 総務担当

電話 018-888-5687 / E-mail : ro-chbs@city.akita.lg.jp

- 1 対象 秋田市内に本店・支店・事業所等がある企業
(公益法人、NPO法人、個人事業主等を含む)
- 2 認定基準 「秋田市元気な子どものまちづくり企業認定基準」の取組み
※詳細はお問い合わせください。
【例】 ○休暇に関する取組:従業員の結婚・妊娠・出産・子育てについて、独自の休暇制度がある。
○働き方改革につながる取組:就業規則を作成している。
○その他両立支援に係る独自の取組:結婚祝金・出産祝金がある。
○地域における子育て支援の取組:子どものための社会貢献活動をしている。
- 3 提出書類 認定申請書および関係書類等(※ホームページからダウンロードできます。)

秋田市元気な子どものまちづくり

検索

新型コロナウイルス感染症対策 離職者採用支援事業補助金

令和4年度事業 秋田市

令和4年4月発行

秋田市では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされたかたの再就職を支援するため、採用企業に対し、雇用継続の確認後、採用支援金を交付します。

補助金額

採用1人当たり最大3ヵ月分を交付（1事業者(令和2年度からの通算)10人まで）

◆正規雇用 **45**万円 = **15**万円 × **3**ヵ月

◆非正規雇用 **22**万**5**千円 = **7.5**万円 × **3**ヵ月
(労働契約 1年以上)

※令和3年度事業から、下線部分が変更されているのでご注意ください。

対象要件

令和4年3月1日(火) から 令和5年1月1日(日) までに対象労働者（離職した事業所で雇用保険に加入していたこと等の要件あり）を市内の雇用保険適用事業所で雇用した事業主（その他要件あり）が対象です。詳しくは裏面をご覧ください。

申請期間

令和4年4月1日(金) から 令和5年3月1日(水) まで（申請期限は採用日から60日以内）

申請書類

- ・申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）、対象労働者内容確認書（様式第3号）、参考様式、委任状 ※様式等は市HPからダウンロードするか、下記窓口でお渡しします。
- ・対象労働者の雇用保険被保険者離職証明書等の写し
- ・対象労働者が公共職業安定所等で求職活動を行ったことを証する書類の写し
- ・対象労働者との労働条件通知書又は労働契約書の写し
- ・事業所の納税証明書（完納証明書「市税に未納がない証明書」）
- ・所在地証明書・登記事項証明書・定款のいずれか（写し可）

＜関連事業のご紹介＞

雇用した対象労働者の資格取得に係る費用に対して補助が受けられる

「離職者資格取得助成事業補助金」

も併せてご検討・ご活用ください。

◆お問い合わせ◆

秋田市産業振興部企業立地雇用課 [市庁舎3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734

FAX 018-888-5732

E-mail ro-inbl@city.akita.lg.jp

申請書ダウンロードは ↓

秋田市 離職者採用支援事業

検索

対象となる事業主について

次の1～10、いずれにも該当することが必要です。

1	対象労働者(※注1)を雇用した市内事業所が雇用保険適用事業所であること	<input type="checkbox"/>
2	対象労働者を雇用した事業所において、市税の滞納がないこと	<input type="checkbox"/>
3	令和4年3月1日から令和5年1月1日までに、対象労働者を正規雇用又は非正規雇用(契約期間1年以上)で採用し、雇用保険の被保険者としたこと	<input type="checkbox"/>
4	採用日から過去6ヶ月に、解雇や退職勧奨、雇止めを行っていないこと。また、令和2年以降に学卒者に対する内定取消しを行っていないこと	<input type="checkbox"/>
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業等を行っていないこと	<input type="checkbox"/>
6	事業主又は役員が、暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者でないこと	<input type="checkbox"/>
7	国、地方公共団体、独立行政法人および特定地方独立行政法人でないこと	<input type="checkbox"/>
8	対象労働者は、採用日から過去1年以内の再雇用でないこと	<input type="checkbox"/>
9	対象労働者が、事業主や常勤役員の3親等内の親族でないこと	<input type="checkbox"/>
10	対象労働者に賃金の未払いがないこと	<input type="checkbox"/>

◇対象労働者(※注1)について 次のいずれにも該当することが必要です。

- 1 令和2年2月14日から令和4年12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業所の倒産や解雇・退職勧奨・雇止めを受けたかた(離職前に雇用保険に加入していたこと)又は採用内定を取り消された令和2年以降学卒者
- 2 再就職先で、正規雇用又は非正規雇用(労働契約1年以上)されたかた
- 3 市内に住所を有し、再就職先には過去1年以内の再入社ではないかた

よくある質問 ※ご不明な点等は秋田市企業立地雇用課(連絡先は表面に記載)へお問合せください

Q:採用後に正規雇用転換した場合や有期雇用を1年契約に更新した場合は?

A:非正規雇用として申請後、正規雇用転換になった場合、実績報告書の提出前であれば、変更申請ができます。また、有期雇用契約を1年契約に変更すれば申請可となります。

Q:市外事業所の勤務は対象となるか?

A:勤務地が市外であっても、市内に事業所があり市内在住者であれば、申請可

Q:3カ月の雇用継続をする前に退職した場合は?

A:自己都合退職は1カ月単位で支援金を交付します。(1カ月未満は対象外)

Q:補助金申請から交付までの流れは?

A:採用・申請→交付決定(市)→雇用3カ月経過・実績報告書→確定通知(市)→請求→交付(市)

秋田市新型コロナウイルス感染症対策 離職者資格取得助成事業補助金

令和4年度

秋田市では、新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされたかたの再就職を支援するため、公的資格の取得費用を助成します。

◆ 補助対象者

- ・令和2年2月14日以降に新型コロナウイルス感染症の影響による会社の倒産や解雇・退職勧奨・雇い止め等で離職し、ハローワーク等に登録して求職活動中のかたで、市内に住所を有し、市税の滞納がないこと
- ・上記のかたを雇用した事業主

◆ 補助金の額

補助率 対象経費の10分の10 ・ 補助上限額 20万円

(千円未満の端数は切捨て) (令和3年度までとの合算額で20万を上限)

◆ 対象資格 (詳しくは裏面をご覧ください)

- ・ハローワーク教育訓練制度の対象講座(医療事務、パソコン検定、大型自動車、フォークリフト等)や技能検定、技能講習など
- ・取得日が令和4年3月1日(火)から令和5年3月31日(金)までのもの

◆ 対象となる経費

- ・受講料(受講に必要なテキスト代も可)、受験料(合格分)、登録料(宿泊・交通費、写真代等は対象外)

◆ 申請の手続き

- ・令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
- ・資格取得後に申請を受付します。ただし予算額に達し次第、受付を終了します

【お問い合わせ】

秋田市産業振興部企業立地雇用課

[市庁舎3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734 FAX 018-888-5732

E-mail: ro-inbl@city.akita.lg.jp

令和4年4月発行

<関連事業のご紹介>

離職を余儀なくされたかたを採用した

企業に対する採用支援金

「離職者採用支援事業補助金」

も併せてご検討・ご活用ください。

申請書のダウンロードは

秋田市 コロナ 資格取得

検索

提出書類は裏面を
ご覧ください➡

◆ 対象資格

① ハローワーク教育訓練制度

⇒インターネットで

「教育訓練 検索システム」を入力

日商PC
医療事務（メディカルクラーク）
メディカルオペレータ
キャリアコンサルタント
介護福祉士
介護職員初任者研修
介護職員実務者講習
簿記
ボイラー技士
危険物取扱者
宅地建物取引士
建築CAD検定試験
機械保全技能士
めっき技能士
など多数あります



② 建設運輸関連資格

企業立地雇用課HP をご覧ください

大型一種・二種
大型特殊
中型自動車
普通自動車二種
フォークリフト
玉掛け
けん引
車両系建設機械（整地等）
小型移動式クレーン
など多数あります

※労働安全衛生法に基づく特別教育は対象外です

③ 技能検定

130 職種あります。

詳しくは厚生労働省HP をご覧ください

機械保全技能士
めっき技能士
ファイナンシャル・プランニング技能士
など多数あります

◆ 提出書類

チェック

<input type="checkbox"/>	1	補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	2	資格等を取得したことが証明できる書類の写し（登録証や免許証など）
<input type="checkbox"/>	3	補助対象経費を負担したことが証明できる領収証等の書類（原本）
<input type="checkbox"/>	4	新型コロナウイルスの影響により離職者となったことが分かる雇用保険被保険者離職証明書の写し、または解雇通知書等の写し
<input type="checkbox"/>	5	ハローワークで求職活動をしたことを証明できる書類の写し（ハローワーク受付票・雇用保険受給資格者証・職業訓練受講指示書）
<input type="checkbox"/>	6	申請者の完納証明書（市税に未納がない証明書）（市役所2階 市民税課などで発行）
<input type="checkbox"/>	7	対象雇用主が申請する場合
		<input type="checkbox"/> ア 雇用契約書、または労働条件通知書の写し
		<input type="checkbox"/> イ 定款、または所在地証明書の写し
		<input type="checkbox"/> ウ 離職者等の完納証明書

※申請者の口座番号が分かるものをお持ちください。